

大分基署発 0824 第3号
平成29年8月24日

一般社団法人大分県産業廃棄物協会長 殿

大分労働基準監督署長



清掃業における労働災害防止に向けた取組について（要請）

時下、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より労働基準行政の推進、とりわけ、労働災害防止対策の取組の推進につきまして、格別の御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、当署管内のビルメンテナンス業、廃棄物処理業等の清掃業における休業4日以上の労働災害は、7月末現在で24件発生し、昨年同期の17件から7件も増加しております。

災害の内容を見ますと、ビルメンテナンス業では通路・作業場所での転倒災害が多く、廃棄物処理業では、本年5月に市清掃センターのごみピットへ墜落した死亡災害が発生しているなどパッカー車等の車両に関連する災害が多く発生している状況にあります（別紙災害事例参照）。

このような状況を踏まえ、事業場の安全衛生管理を徹底し、労働災害のない職場づくりのため、災害事例を踏まえ、下記の事項の推進につきまして、貴協会傘下の会員事業場へ周知いただきますようお願い申し上げます。

記

- (1) 経営トップ自らが、労働者の安全と健康を確保し、快適な作業環境の形成を促進することの所信表明を行い、安全衛生管理活動に率先して参加し、担当者への権限の付与、必要な予算の確保を行うこと。
- (2) 労働災害防止の担当者である安全衛生推進者又は安全管理者は、職務を徹底し、労働災害を未然に防止する取組を活発なものとすること。
- (3) 「STOP!転倒災害プロジェクト」に基づく作業場所の総点検、ヒヤリハット収集活動等による危険箇所の把握を行い、適切な改善を図ること。
- (4) パッカー車をはじめとした車両や機械装置類について、安全な取扱方法徹底のための再教育及び運転時の合図の明確化を図ること。また、回転部の覆い、非常停止スイッチ等の安全装置の設置及び機能の保持を行うこと。
- (5) 労働災害防止用ロゴマーク「Safe Work OITA」を掲示する等により、安全意識の向上啓発を推進すること。（大分労働局ホームページよりダウンロードできます。）

担当部署 大分労働基準監督署
安全衛生課
電話 097-535-1513